事務処理フロー図

事務名	申請による生活保護の変更
根拠法令	生活保護法第24条第9項

作成部署 福祉保健局生活福祉部西多摩福祉事務所保護担当 電話 0428-22-9375

<u>《</u> 事	務処理フロー図》	標準処理期間計 14日	《事務処
申請者	申請 確認 訪問調査		項番 1 2 3
西多摩福祉事務所	 	14日(調査等に日時を要する場合は30日)以内)	5 6 7
関係機関	○ 関係機関 照会	〇 回答	9

《事務処理フロー図の説明》					
項番	項目	説 明			
1	書類審査	提出された申請書の記載事項、添付 書類等の審査			
2	確認	必要に応じて、申請者に申請内容に ついて確認			
3	訪問調査	必要に応じて、申請世帯宅等を訪問 し、申請内容について確認			
4	照会	必要に応じて、申請内容について関 係機関等に照会			
5	決定手続	生活保護法第8条の基準及び生活 保護法による保護の実施要領に基づ き、変更又は却下を決定			
6	通知	申請者に決定結果(変更又は却下) を通知(窓口・郵送交付)			
7					
8					
9					
10					

※ 水色のセルには、日数(単位不要)を記入